

国民年金保険料の納付についてのお知らせ

平成18年4月～平成19年3月分の国民年金保険料は、月々「13,860円」です。
保険料の「納付方法」のほか、「割引制度」などのお得な情報についてお知らせします。

納付方法

【現金支払い(納付書)について】

「毎月納付」・「6カ月前納」・「1年前納」の納付書により納めてください。

前納希望の方は、「前納」と右側に記載された納付書をご使用ください。

【口座振替について... 4種類あります。】

毎月納付(翌月末振替)

納期限(例えば、5月分の保険料は翌月の6月末日)に口座振替されます。割引はありません。

6カ月納付

毎年、4月末と10月末に6カ月分の保険料(例えば、4月末の振替は4～9月分)が振替されます。

1年納付

毎年、4月末に1年分(4月から翌年3月分)の保険料が振替されます。

平成18年度の1年前納につきましては、平成18年3月10日(社会保険事務所必着)で締め切らせていただきます。

毎月納付(当月末振替)

当月分の保険料を当月末(例えば、5月分は5月末日)に振替されます。

納期限の1カ月前に納付いただくことになるため、割引が適用されます。なお、この方法による振替の場合は、最初の振替月に2カ月分(前月分と当月分)が振替され、当月分の保険料は50円割引となります。

振替日が休日の場合は、翌営業日に振替されます。

お申し込み方法

納付案内書の2枚目「口座振替納付申出書」と「口座振替依頼書」に必要事項をご記入いただき、金融機関届出印を押印のうえ、お近くの社会保険事務所または口座を開いている金融機関、郵便局へお申し込みください。

また、「口座振替申し込み用紙」は、社会保険庁ホームページからもダウンロードできます。申し込み用紙に必要事項を記入の上、直接社会保険事務所へ申し込み、または送付してください。[<http://www.sia.go.jp>]

なお、口座振替が開始されるまで、お申し込み後1～2カ月程度かかります。口座振替が開始されるまでの間は、現金で納付していただくこととなりますのでご了承ください。

割引制度

お得な保険料の前納(まとめて前払い)がおすすめです！
納付方法によって支払額も違います。

平成18年度	1カ月	6カ月	1年
現金支払(月々)	13,860円	83,160円	166,320円
現金支払(前納) 【割引額】	-	82,480円 【680円】	163,370円 【2,950円】
口座振替(前納) 【割引額】	13,810円 【50円】	82,220円 【940円】	162,830円 【3,490円】

国民年金は「お得」な制度です。「払い損」ではありません。

老後をずっと支える終身の年金...生きている限り年金が受け取れる一生涯の保障です。
不測の事態に備える保険としての年金...公的年金制度の障害・遺族年金は20人に1人が受給
納めた保険料分は税金の負担が軽減...納めた保険料は、全額が税控除の対象となります。
生涯の年金額は保険料の1.7倍以上

(20歳(1985年生) 保険料1,200万円 年金額1,200万円(1.7倍))
 (50歳(1955年生) 保険料600万円 年金額1,400万円(2.3倍))

納付期間、平均余命、物価上昇率など一定の条件のもとに厚生労働省が試算(平成16年)したものです。

問い合わせ 三豊市役所 市民課 国民年金係 62-1118
香川社会保険事務局善通寺事務所 0877-62-1126

付加保険料

の納付もおすすめです！

月額400円の付加保険料を納付すると、将来の老齢基礎年金に付加年金が加わります。付加年金は「200円×納付月数」で計算されるため、2年以上の受給で支払った付加保険料以上の付加年金が受け取れます。

なお、付加保険料を納付される場合は、定額保険料(13,860円)を納付していただくことが条件となります。